



互助会報

平成28年度退職福祉部号

【医療費補助金】

本人会員
配偶者会員

【短期人間ドック利用助成金】

本人会員・配偶者会員

この「退職福祉部号」は、
年度1回の発行として、そ
の年度の事業内容につきご
案内をしています。

退職福祉部に加入いた
だいております皆様への唯一
のお知らせとなりますので、
適用事業の請求漏れのない
ように、ご確認いただき、変
更等ございましたら、ご連
絡ください。

事業の ご案内



【弔慰金】

本人会員
配偶者会員

【国内外研修旅行助成】

本人会員
配偶者会員

【施設利用助成金】

本人会員
配偶者会員



発行 (一財)高知県市町村職員互助会 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館内
TEL 088-824-1306(直) TEL 088-823-3213(代) FAX 088-823-5270
ホームページ <http://www.kochi-kyosai.jp/gojyokai/index.html>

～平成27年度事業報告及び決算報告～

退職福祉部は、現職期間中にご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、掛金を納めていただき、退職後一生に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。

この事業の原資としては、現職中に納めていただいた掛金を準備金として積立て、その準備金により給付等の支出を行っております。

27年度決算により、事業収入となります掛金については、現職会員の減少はありましたが、掛金の基礎となる給料月額が標準報酬制へ移行した影響等もあり約280万円の増加となりました。また、利息及び配当金収入につきましては、昨年度より約980万円の増加はあったものの、償還による差益が少なく、運用益としての収入は約1,800万円減少しております。

事業支出につきましては、年々収入を上回る支出が続く中で、本年度も昨年度支出より600万円の増加となり、本年度は122,118千円の不足金を生じたので、給付準備金の取崩しにより補てんしました。

退職福祉部については、長期的な事業運営が原則となっておりますので、5年ごとの再計算により、必要となれば財源や事業の見直しを行っております。一生涯の福利厚生を行なうための再計算ですが、できる限り会員の皆さんの負担を軽減できる形で運営を行なっていきたいと考えております。当面は、事業収支に大きく影響を与える運用面の低迷が予測されますが、安定した資金計画を立て、現在、掛金を納めていただいている現職会員の方が退職をされた後も、現行制度の維持ができるように検討に検討を重ねながら、行なっていきたいと考えております。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以下、平成27年度決算の概要をご報告いたします。

◆現職会員数と退職会員数

種別 \ 区分	26年度決算	27年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数	6,658人	6,505人	△153人
配偶者現職会員数	3,079人	2,976人	△ 103人
退 職 会 員 数	9,207人	9,339人	132人
配偶者退職会員数	5,447人	5,458人	11人

◆事業収入

科目	区分	26年度決算	27年度決算	比較増△減
掛	金	155,704,079円	158,511,939円	2,807,860円
利 息 及 び 配 当 金		65,092,154円	74,928,794円	9,836,640円
償 還 差 益		28,129,000円	252,000円	△27,877,000円
計		248,925,233円	233,692,733円	△15,232,500円

◆事業支出

科目	区分	26年度決算	27年度決算	比較増△減
医 療 費 補 助 金		282,809,200円	287,240,100円	4,430,900円
弔 慰 金		8,760,000円	8,150,000円	△610,000円
施 設 利 用 助 成 金		2,501,863円	2,581,494円	79,631円
短期人間ドック助成金		27,787,045円	29,463,900円	1,676,855円
研 修 旅 行 助 成 金		1,800,936円	2,259,273円	458,337円
計		323,659,044円	329,694,767円	6,035,723円

◆管理費

科目	区分	26年度決算	27年度決算	比較増△減
職 員 給 与		6,076,518円	5,915,043円	△161,475円
厚 生 費		5,000円	0円	△5,000円
旅 費		66,852円	95,873円	29,021円
事 務 費		2,998,817円	2,958,939円	△39,878円
委 託 費		1,078,010円	1,091,695円	13,685円
委 託 管 理 費		1,824,000円	2,089,776円	265,776円
賃 借 料		2,953,448円	2,961,719円	8,271円
普 及 費		220,000円	290,900円	70,900円
負 担 金		3,590,824円	2,602,717円	△988,107円
その他事務局経費		3,355,914円	3,451,148円	95,234円
計		22,169,383円	21,457,810円	△711,573円

退職福祉部の管理費については、上記のとおりとなっております。その他事務局経費として、光熱費、消費税等が含まれます。委託費は、医療費の自動給付を行うための必要経費である情報提供料等で、また、委託管理費は退職福祉部におけるシステム保守費用として、電算システム会社に支出しております。また、皆様へ送付する案内文書や請求書、広報等の郵送料や給付における振込手数料等も、この事業には欠かせないものとなりますが、管理費面での削減も行いながら一層努力してまいります。

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

なお、医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満2年をもって消滅いたします。請求の際は、ご注意ください。また、医療費補助金の自動給付方式の場合も、2年の時効は同様の取扱いとなりますので、対象となる給付が6ヶ月以上、送金されない場合は、互助会までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

各事業の詳細につきましては、次により各ページをご覧ください。

◇病院や薬局で医療費を支払ったとき……5～9ページ

◇お亡くなりになられたとき……10ページ

◇3泊4日以上の旅旅行に行かれたとき……10ページ

◇契約施設で宿泊されたとき……10ページ

（指定宿泊施設一覧表……11～13ページ）

◇人間ドックを受けられるとき……14ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

◇住所が変わったとき

◇金融機関を変更されるとき

◇氏名が変わったとき

◇健康保険証が変わったとき

◇後期高齢者になられたとき

※ 後期高齢者医療制度に変更になる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。
なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ① 医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ② 医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき → 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1.給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」と「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

- * 入院時食事代および居住費
- * 室料
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2.給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者退職会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと、入院・外来は別々となります。総合病院で複数の科を受診されたときは合計して1件としますが、総合病院での歯科診療は、一医療機関と見なします。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別です。（処方箋を発行された医療機関ごとになりますので処方箋発行医療機関の記載がない場合は書き添えてください。）

ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、**高額療養費の該当になる場合は合算して1件として取り扱います。**

※前期高齢者（70歳から74歳）及び後期高齢者医療制度の方（75歳以上またはある一定の障害がある65歳以上）につきましては、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、住民税課税区分により1件の取り扱いが異なってきます。

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。（附加給付がある場合は、内容につきお知らせください。）

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

（ただし、住民税課税区分や年齢により上限額は、異なります。）

※ 次表をご確認ください。



〔70歳未満〕

区 分		給付対象上限額
アイ	年収約770万円超 健保：標準報酬月額53万円以上 国保：年間所得600万円超	72,300円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保：年間所得210万円以上600万円未満	72,300円 (44,400円)
エ	年収約370万円未満 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円未満	57,600円 (44,400円)
オ	住民税非課税者	35,400円 (24,600円)

〔70歳以上(後期高齢者医療制度該当者含む)〕

区 分	給付対象上限額	
	外来のみ	外来・入院あわせて
現役並み所得者	44,400円	72,300円 (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

◎ ()は過去12ヶ月以内に高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担上限額です。

◎ 退職福祉部の給付額は上記給付対象上限額から、退職会員は5,000円、配偶者退職会員は6,000円を差し引いた額となります。

◎ 高額療養費（※注1）については各保険者への請求となりますので、加入健康保険者にお問い合わせいただき、ご請求ください。

ただし、「限度額適用認定証」（※注2）の交付を受けている場合は、高額療養費自己負担限度額となっておりますので、請求の必要はありません。

※ 別の医療機関を受診すると、請求が必要な場合があります。



◎ 上記給付対象上限額は、高額療養費とは異なる区分がありますので、ご注意ください。

上記の表の給付対象上限額が72,300円未満の区分は、健康保険証で定められた自己負担上限額です。その額が当会の給付対象上限額となります。

また健康保険証の自己負担上限額が当会の給付対象上限額の72,300円を超えている場合は、72,300円が給付対象上限額となります。

（※注1）

「高額療養費」とは、高額な医療費の自己負担額の一定額（自己負担上限額）を超えた部分が払い戻される制度です。自己負担上限額は年齢や所得等に応じ計算されます。健康保険診療以外の自費診療や入院時の食事代・居住費・室料等は医療費に含まれません。

（※注2）

「限度額適用認定証」は医療機関での医療費のお支払いを「高額療養費」までとするため、医療機関に提示するものです。健康保険証の保険者（保険証を発行しているところです。国民健康保険をお持ちの方は市区町村、後期高齢者医療保険制度加入者の場合は後期高齢者広域連合、全国健康保険協会の保険証の方は全国健康保険協会が保険者です。）が発行するものです。お手続き方法や書類等についてはそちらでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。

正しい給付がされない場合には、【自動給付方式】と【請求方式】に限らず、互助会までご連絡ください。

【自動給付できる健康保険】

会員の方が加入されている健康保険の保険者から直接、互助会に医療費情報を提供いただき、医療費補助金を給付する方法です。自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が自動給付の対象です。

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方が自動給付を希望されるときは「同意書」のご提出が必要です。

下記以外の健康保険に加入されている方は請求方式となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヵ月後となっております。保険者等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、互助会までご連絡ください。

ー自動給付ができる健康保険制度ー

- * 高知県内の市町村の国民健康保険
- * 高知県内の後期高齢者医療保険
- * 高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知縣市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方が「同意書」を提出されない場合は、請求方式となります。

【請求方式による場合】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に互助会に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送にて送付いたします。

●注意事項

自己負担額が70歳未満の方は35,400円以上、70歳以上の方は外来をすべて合計して8,000円以上、入院を含む場合は15,000円以上の場合は、次の届出が必要となります。

1. 限度額適用認定証をお持ちの方…コピーをご提出ください。

請求する医療費補助金の受診月が限度額適用認定証の有効期限内か確認してください。

2. 限度額適用認定証をお持ちでない場合で課税世帯の方は、「課税・所得証明書」、就労されている方が加入する保険証を使用の場合は、就労されているご本人の標準報酬月額がわかるものを提出ください。

なお、非課税世帯の方は、その旨ご連絡をお願いします。ただし、70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分（低Ⅰまたは低Ⅱ）をお知らせ下さい。同じ保険証を使用している同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となります。

【医療費補助金の計算方法について】

医療費補助金については、年齢・自己負担額・所得区分・課税区分により、計算方法が異なります。

※ 6 ページの上段の表を参考にご覧ください。

次の【例】により、それぞれの区分による計算方法を記載いたしましたので、参考にしてください。なお、下記の例は、同一世帯で同一の保険証（本人・配偶者とも国民健康保険、本人と配偶者が全国健康保険協会の被保険者と被扶養者、本人・配偶者とも後期高齢者医療制度加入者など）を使用している場合の例を記載しております。異なった保険制度に加入の場合は、個人ごとの計算方法となりますので、ご注意ください。

【例】本人・配偶者とも退職福祉部加入の場合

同じ月内に本人が外来として、A 病院で 5,000 円、B 調剤薬局で 8,000 円、配偶者が C 病院で入院し 60,000 円、外来として C 病院で 4,500 円を自己負担した場合

※ 高額療養費として 1 回目の場合で計算しています。

1. 70 歳未満の給付金の計算・・・「課税区分工」の場合

計算の
しかた

➤ 外来(A 病院)	給付対象外の自己負担額です。
	＋ (本人)
➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,000 円－5,000 円＝3,000 円
	＋ (本人)
➤ 入院(C 病院)	<u>57,600 円</u> －6,000 円＝51,600 円
	(自己負担上限額) ＋ (配偶者)
➤ 外来(C 病院)	給付対象外の自己負担額です。
	↓ (配偶者)
	3,000 円＋51,600 円＝54,600 円
	合 計 54,600 円給付

ポイント

- ・課税区分工のため、配偶者入院分が自己負担上限額を超えておりますので 57,600 円を基準とします。
- ・課税区分が異なりますと、給付対象上限額が変わります。

2. 70 歳以上(後期高齢者医療制度該当者含む)の給付金の計算

◇ 現役並み所得者の場合（3 割負担の方）

計算の
しかた

➤ 外来(A 病院)	給付対象外の自己負担額です。
	＋ (本人)
➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,000 円－5,000 円＝3,000 円
	＋ (本人)
➤ 入院(C 病院)	60,000 円－6,000 円＝54,000 円
	＋ (配偶者)
➤ 外来(C 病院)	給付対象外の自己負担額です。
	↓ (配偶者)
	3,000 円＋54,000 円＝57,000 円
	合 計 57,000 円給付

ポイント

- ・すべての自己負担額を合算しても、高額療養費自己負担上限額(80,100 円以上)を超えまませんので、自己負担額 1 件ごとの計算となります。
- ・合算して 80,100 円以上の場合は、給付対象上限額 72,300 円－5,000 円＝67,300 円の給付となります。

◇ 一般（課税世帯）の場合

計算のしかた	➤ 外来(A 病院)	5,000 円	} 世帯合算として	<u>77,500 円</u>
		+ (本人)		
	➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,000 円		
		+ (本人)		
	➤ 入院(C 病院)	60,000 円		
		+ (配偶者)		
	➤ 外来(C 病院)	4,500 円		
		↓ (配偶者)		
		44,400 円 - 5,000 円 = 39,400 円		
		(自己負担上限額) (本人会員の控除額を適用)		
		合 計 39,400 円給付		

ポイント

- すべての自己負担額を合算して、入院外来あわせての自己負担上限額（44,400 円）を超えますので 44,400 円を基準とします。
- 世帯合算の場合は、本人会員の控除額を適用します。

上記、配偶者入院（C 病院）の自己負担額が 20,000 円の場合は、次の計算式となります。

計算のしかた	➤ 外来(A 病院)	5,000 円	} 本人外来合算として	13,000 円
		+ (本人)		
	➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,000 円		
		+ (本人)		
	➤ 入院(C 病院)	20,000 円 - 6,000 円 = 14,000 円		
		+ (配偶者) (配偶者給付額)		
	➤ 外来(C 病院)	給付対象外の自己負担額です。		
		↓ (配偶者)		
		本人給付額		
		12,000 円 - 5,000 円 = 7,000 円給付		
		(外来自己負担上限額)		
		7,000 円 + 14,000 円 = 21,000 円		
		合 計 21,000 円給付		

ポイント

すべての自己負担額を合算しても、入院、外来あわせての自己負担上限額（44,400 円）を超えませんが、本人・配偶者それぞれの計算となります。外来分を合算して、外来のみの外来自己負担上限額（12,000 円）を超える場合は 12,000 円を基準として計算されます。

◇ 低所得者ⅡおよびⅠ（住民税非課税世帯等）の場合

低所得者Ⅱの場合

自己負担額を合算して入院外来の自己負担上限額（24,600 円）を超えるので、次の計算式により取り扱います。

$$24,600 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 19,600 \text{ 円}$$

(自己負担上限額) (本人会員の控除額を適用)

合 計 19,600 円給付

低所得者Ⅰの場合

自己負担額を合算して入院外来の自己負担上限額（15,000 円）を超えるので、次の計算式により取り扱います。

$$15,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円}$$

(自己負担上限額) (本人会員の控除額を適用)

合 計 10,000 円給付

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類(お亡くなりになった会員及び請求する遺族との続柄が確認できる書類)とともに当会まで返送してください。請求は相続権者がしてください。

*退職会員となつて	1年以内の死亡	100,000円
	2年以内の死亡	50,000円
	2年を超えての死亡	30,000円
*配偶者退職会員		20,000円

4日以上の旅にを行ったとき → 国内外研修旅行助成金

高知県内の旅行は対象となりませんが、それ以外の旅行については、国内、国外でも3年度に1回を限度として助成があります。ただし、旅行最終日から60日以内（請求書受付日を基準とします）の請求を厳守ください。60日を1日でも過ぎますと請求の権利が喪失します。

◎旅行の助成は次の条件をみたすものに限ります。

《条件》 ① 旅行日程3泊4日以上 ② 旅費 1人60,000円以上

*退職会員 . . . 10,000円助成 *配偶者退職会員 . . . 5,000円助成

【請求方法】

請求書類…「国内外研修旅行助成金請求書」※ご連絡いただければ請求書を送付します。

添付書類

1. 請求者の名前が記載された旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
2. 請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表、領収書等）
3. 海外旅行で、ご本人確認及び滞在期間等が不明なときはパスポートの写し（写真部分及び日本の出入国スタンプの各頁）を提出いただく場合があります。

契約施設で宿泊されたとき → 施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき、1人1泊2,000円を助成いたします。（次ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。）

請求方法は、施設発行の領収書に宿泊者氏名と住所をご記入の上、当会へ送付してください。宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合には、両方の名前を記入してください。

なお、宿泊施設の詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。（連泊の宿泊は7泊を限度とします。）



県内の指定宿泊施設

No.	施設名	所在地	TEL	備考
1	北川村温泉 ゆずの宿	安芸郡北川村小島121	0887-37-2321	全館建替え中の為休業中。 下記をご覧ください。
2	コミュニティセンターうまじ うまじ温泉	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	
3	芸西村の家	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	
4	香南市サイクリングターミナル	香南市夜須町手結山1304	0887-55-3196	
5	羽尾大釜荘	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	
6	べふ峡温泉	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	
7	梶ヶ森	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0256	
8	ゆとりすとパークおおとよ	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	
9	さめうら荘	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	
10	自然教育センター白滝	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	
11	桂浜荘	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	
12	オーベルジュ土佐山	高知市土佐山東川661	088-850-6911	
13	高知会館	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	
14	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	
15	山荘 しらさ	吾川郡いの町寺川175	090-1177-5633	
16	木の香温泉	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	
17	土佐和紙工芸村くらうど	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	
18	木の根ふれあいの森	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
19	中津溪谷ゆの森	吾川郡仁淀川町名野川258-1	0889-36-0680	
20	高原ふれあいの家 天狗荘	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	
21	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	
22	四万十源流の家	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	
23	雲の上のホテル	高岡郡梶原町太郎川3799-3	0889-65-1100	
24	ホテル松葉川温泉	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	
25	ウェル花夢	高岡郡四万十町江師546番	0880-27-1211	キャンプ不可（※注）
26	ホテル星羅四万十	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	
27	とまろっと	四万十市下田3548	0880-33-0101	キャンプ不可（※注）
28	足摺テルメ	土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301	
29	椰子	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	
30	ベルリーフ大月	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	

（※注）キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

No.1「北川村温泉 ゆずの宿」の開業時期は施設または北川村産業課（0887-32-1221）、北川村観光協会（080-2985-5647）にお問い合わせください。

県外の指定宿泊施設

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
北海道	ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6丁目2	011-241-9111
	ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748
	溪流荘	札幌市南区定山溪温泉西2丁目	011-598-2721
青森県	アップルパレス青森	青森市本町5丁目1-5	017-723-5600
岩手県	ゆこたんの森	岩手郡雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600
宮城県	パレス松洲	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106
山形県	むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035
	うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715
福島県	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171
茨城県	大洗 鴨松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122
栃木県	那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636
群馬県	アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	事務局048-822-3304 施設 0279-88-1300
千葉県	オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
	黒潮荘	鴨川市貝渚2565	04-7092-2205
東京都	ホテル日航立川 東京	立川市錦町1-12-1	042-521-1111
	東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4600
	アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011
	全国町村会館	千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121
静岡県	シーサイドいずたが	熱海市上多賀12	0120-73-1241
山梨県	ホテルやまなみ	笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522
新潟県	瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
	アクアレー長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
富山県	グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
石川県	おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831

互 助 会 報

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
福井県	越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151
岐阜県	紫雲荘	下呂市湯之島692	0576-25-2101
愛知県	シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151
	レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811
三重県	サンペルラ志摩	志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333
	憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345
京都府	ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777
大阪府	シティブラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702
兵庫県	ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600
	ゆめ春来	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211
鳥取県	ホープスターとっとり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311
	渓泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828
	弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476
島根県	ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195
岡山県	サン・ピーチOKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631
広島県	コテージ湯の山	広島市佐伯区湯来町大字和田128-2	事務局082-504-2062
山口県	防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555
徳島県	ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121
	剣山雲海荘	三好市東祖谷菅生	営業期間内088-622-0633 営業期間外0883-56-0966
香川県	ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677
愛媛県	えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311
大分県	コスモス荘	玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285
鹿児島県	マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822

(※) 請求期限は事実が発生した日から2年以内となっておりますので、ご利用になられている場合にはご請求ください。

鳥取県の「ホープスターとっとり」と「弓ヶ浜荘」はH29.1.31に営業停止し、H29.3.31をもって閉館。

平成28年7月1日現在

人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。
必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者退職会員	7,000円



- ☆ **受診時、施設にお支払いいただく金額（会員約20,000円、配偶者約28,000円）が助成後の額となります。**受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。
- ☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。
- ☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。
- ☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにもお問い合わせください。（当会と協会けんぽの健診内容・費用等が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。）

< 指定受診施設 >

指 定 受 診 施 設	住 所	電 話 番 号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088-883-9711
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10-53	088-826-5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880-34-2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通6丁目7-43 宿毛市山奈町芳奈3-9	088-831-4800 0880-66-2800
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889-43-2121
J A 高知病院 J A 高知健診センター	南国市明見526-1	088-863-8510

～請求等にかかる注意事項について～

◎ 請求による給付について

給付の請求日と給付日

- * 請求日 … 毎月15日必着です。15日を過ぎたものは翌月請求分です。
- * 給付日 … 翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。
- ☆ 医療制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合があります。

平成28年度給付予定日

8月15日	12月15日
9月15日	1月17日
10月17日	2月15日
11月15日	3月15日

給付の権利

医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

ただし、医療費補助金につきましては、診療月で確認ください。

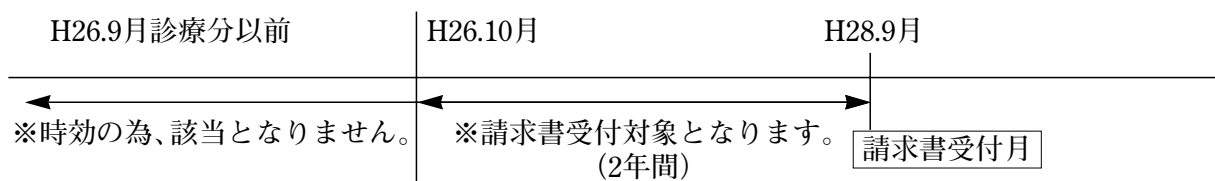
【医療費補助金・配偶者医療費補助金】を請求する場合

1. 請求書に添付いただく領収書は、受診者氏名、診療年月日、医療機関等、医療費自己負担額（保険適用内自己負担額）が確認できるものを必ず添付ください。調剤薬局につきましては、処方箋を発行した病院名の記載のある領収書を添付してください。
2. 請求は、診療月の翌月以降にご提出ください。
3. 70歳以上の方は、自己負担額・課税区分により一ヶ月の自己負担額が合算され、1件の取扱いとなる場合があります。（5ページの上段70歳以上の表に記載された額を超える場合は、合算の対象となります。）ご不明な点は、退職福祉部までお問い合わせください。
4. 給付の請求期限は2年を時効とします。

(請求の時効例)

★請求書の事務局受付月が平成28年9月中の場合

★遡って請求できる診療月は、平成26年10月診療分以降です。



【弔慰金】を請求する場合

1. 退職会員及び配偶者（配偶者特別会員を含む）の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された月に給付金等の支給がある場合は、登録口座が凍結され給付が送金されない場合があります。弔慰金の送金と合わせて送金いたします。
2. 市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
3. 請求者は、相続権者となります。死亡された方との続柄が確認できる抄本、謄本を添付ください。なお、送金口座は正しく記入ください。

【国内外研修旅行助成金】を請求する場合



1. 旅行終了日から60日以内の請求は厳守ください。
2. 領収書は請求者の記載されたものを添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者（請求者以外）になっている場合は無効となります。請求者のお名前でも領収書を準備ください。
3. 個人旅行の場合は、県外で3日以上宿泊していたことが確認でき、また1名につき6万円以上の旅行費用（交通費・宿泊費用・3度の食事代・施設入館料等）が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。複数の方の参加で領収書が1枚の場合は、一人当たりの額で計算いたします。
※旅行中の領収書は、請求時まで必ず保管ください。
4. カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前に送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。

※請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。
旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。
※3年度に1回の助成とは、給付を受けた年度を基準とします。同じご旅行でも請求受付日により、給付年度（3月給付、4月給付）が異なりますので、年度末のご請求はご注意ください。

【施設利用助成金】を請求する場合

1. 提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。
2. 対象となる請求者が2名の場合はそれぞれが領収書をいただってください。ご夫婦の場合はそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白部分にもうお一人の氏名を記入し、原本を送付ください。
3. 手書きの領収書の場合は、請求者氏名、ただし書き欄に泊数、宿泊人数を記載したものを送付ください。記載のない場合は1泊として処理をいたします。



退職福祉部によくあるご質問!

Q. 国民健康保険に変わったら、医療費は自動給付になると聞いたけど、自動給付になっていないのはどうしてですか?

A. 保険証変更の連絡をいただいてないと思われます。自動給付になるためには、国民健康保険証の記号番号の登録と情報提供の同意書が必要です。

この登録については、変更後の保険証の届出が必要となります。各個人の保険証の変更については、個人情報となり退職福祉部では、把握できない内容になっています。保険証の変更についてはご連絡をお願いします。必要書類を送付します。

Q. 介護保険を利用していますが給付はありませんか。

A. 退職福祉部では、介護保険を使用した場合の自己負担額については、対象となっておりませんので給付は発生いたしません。

Q. 久しぶりに給付の該当となり、給付金の支払通知のハガキが届きましたが、給付金が入金されていません。

A. 登録をされている口座の解約や送金口座の変更の届け出をお忘れではないでしょうか?

給付の送金は、現在登録されている口座に送金をしています。送金先が変更された場合は、「異動届」が必要となりますので、退職福祉部までご連絡をください。

Q. 現在、自動給付（診療月の3ヵ月後）で支払いを受けていますが、3ヶ月前に入院をした給付の支払いがありません。どうしてですか?

A. 医療機関等の取り扱い（診療点数の誤りや診療内容の再確認など）により、月遅れが発生する場合があります。福祉部では、医療費提供情報により給付を行っておりますので、月遅れで提供された場合は、提供された月の処理となります。数ヶ月以上支払いがない場合は連絡をお願いします。

Q. 市町村共済組合の年金課は、住所等の変更手続きがされているのに、退職福祉部は変更されていません。一緒の事務所内なのに、どうしてですか?

A. 同事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体です。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供しておりましたが、個人情報の保護に関する法が施行され、勝手に情報を提供することが難しくなっております。変更の場合は、退職福祉部へご連絡ください。異動届を送付します。

Q. 国民健康保険加入者で、現在自動給付を受けていますが、コルセットを作り支払いをしておりますが、給付の振込みがありません。自動給付ではないのでしょうか?

A. コルセットや弾性ストッキング等の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。この場合は全額負担をされていますので、まず市町村の国保担当に請求いただくことになります。法定給付として年齢・所得により7割～9割分の還付後、自己負担額が対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。「医療費補助金請求書」をお送りします。

Q. 短期人間ドックの申込書を送付しています。その後、退職福祉部から連絡がありません。ドックの申込みの手順はどうなっているの？

A. 短期人間ドックにつきましては、申込書の受付後に希望受診機関に、本会より申込書を送付しています。申込み受付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。希望する日がある場合の申込みにつきましては、受診日に余裕をもってお早めに、ご連絡をお願いします。

また、希望される日が決まっておりますら、事前に受診機関に予約いただき、その後、本会に申込書送付の連絡をいただくことも可能です。予約の際は、退職福祉部の会員であることを受診機関にお伝えください。

Q. 保険証が協会けんぽから国民健康保険に変更になったが、互助会への届出が数ヶ月遅れてしまいました。この場合、医療費の請求はどうなりますか？

A. 自動給付の対象になる診療月は、届出があり登録後以降になりますが、自動給付の場合は3ヵ月後に医療費情報の提供をいただいております。例えば平成28年8月中に変更の登録をした場合は、平成28年7月診療分から自動給付の対象になることとなりますので、平成28年6月診療以前の診療分は、請求をしていただくこととなります。

Q. 県外に3泊4日旅行しました。退職福祉部の指定宿泊施設に2泊しましたが、施設利用助成金と国内外研修旅行助成金の両方を請求できますか？

A. 両方ご請求できます。ただし、国内外研修旅行助成金は旅費お一人6万円以上の条件がありますので、2泊分の助成額（1泊2千円×2泊＝4千円）を差し引いた額が6万円以上であることが必要です。施設利用助成金請求用に宿泊施設の領収書の原本をお送りください。

Q. 航空券とホテルがセットになったパック旅行ではどうですか？

A. パック旅行では1泊の宿泊代がわかりませんので、国内外研修旅行助成金のみご請求できます。宿泊代がわかる内容でしたら、助成できます。

Q. 国内外研修旅行の3年度に一回という3年度の基準はどうなっていますか？旅行終了日が、平成26年1月の場合、次の請求はいつになるのでしょうか？

A. 年度の取扱いは、旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。

(例1) 請求が平成26年2月15日までに請求をいただいた場合は、平成26年3月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、平成25年度の該当となりますので、平成28年度の請求が可能となります。

(例2) 請求が平成26年2月16日以降3月15日までに請求をいただいた場合は、平成26年4月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、平成26年度の該当となりますので、平成29年度から請求が可能となります。

上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が1年遅れることとなります。年度を挟むご請求の場合は、ご注意いただくとともに、取扱いにつきご了承いただきますようお願いいたします。

市町村をご紹介します。

皆様よくご存知の高知県。少しずつ、時には驚くほどの変化があります。そんな新しい人・もの・場所をご紹介します。

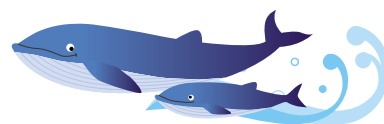
土佐市

新しい土佐市、 始まる



新居地区観光交流施設「南風」 平成28年4月27日オープン

土佐市のイチオシ ピックアップしました!!



①ホエールウォッチング

7月中旬～9月中旬がベストシーズンです。

1日3回、所要時間は4時間ほどです。

問い合わせ先：宇佐ホエールウォッチング協会

090-3782-2554 午前6時～午後10時



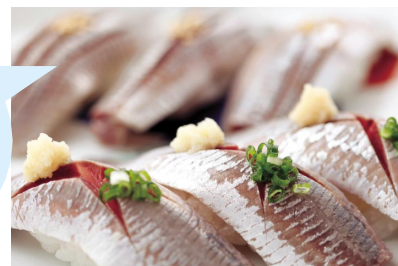
②うるめMAP うるめいわしのおすすめ～店

現在、土佐市で「うるめいわしシールラリー」を行っています。（～平成29年12月31日まで）



パンフレットは各参加店舗か、高岡商店街集客施設（ドラゴン広場）、新居地区観光交流施設「南風」等で配布しています

ぜひ、パンフレット
で店の料理をご覧ください。



1F

直販所

地場産品を中心に、
新鮮な農水産品や
加工品を販売。



2F

カフェ ニールマーレ (Café Niil Mare) & 多目的ホール



太平洋を望む抜群のロケーションに合う
“カフェ飯”メニューをご用意。
デザートも絶品です。



3F

避難タワーへ

南風開館時には3Fから併設の
避難タワーに上ることが可能。
有事以外は抜群の眺めの展望台
となっています。



新居地区観光交流施設“南風”
土佐市新居38-33
(088) 856-8421 午前8時～午後4時

直販所：午前8時～午後4時（無休）
カフェ ニールマーレ (Café Niil Mare)
：(088) 856-5861
午前11時30分～午後9時
毎月第2第4月曜日定休
(月曜日が祝日の場合は営業)